

# 総会運営規則

(総則)

第1条 本会は、総会の運営に関し、定款44条の規定に基づき本規則を定める。

(出席会員)

第2条 総会に出席する会員は、総会出席表を持参し、受付でその確認を受けなければならない。ただし、総会出席表に委任状の添付なきものは無効とする。

2. 総会出席表の持参なき会員は、出席することができない。

(入場)

第3条 総会に出席する会員は、定められた時刻までに入場しなければならない。

2. 総会に出席する会員は、会長が総会成立宣言を行った後は、特別の理由がない限り入場することはできない。

(総会招集通知票及び委任状の配布)

第4条 総会招集通知票及び委任状用紙は、事務局にて作成し、会員に配布する。

(委任状)

第5条 委任状は、すべて第4条の用紙による。

(委任状の扱い)

第6条 事務局は、開会直前に出席会員数並びに提出された委任状数を会長に報告するものとする。

2. 事務局は、委任状持参会員の氏名及びその数の明細を作成し、議長に提出するものとする。

(議事進行)

第7条 総会の議事は、予め印刷配布された議事日程に従い進める。

(開会宣言)

第8条 会長は、総会の成立要件が満たされた時、その数を報告し、成立の旨を述べ、開会を宣言。

(議長選出)

第9条 会長は、定款第17条の規約に従い、議長の選任を総会にはかるものとする。

(副議長)

第10条 議長が認めた時は、副議長を指名し、総会に報告してその承認をもとめるものとする。

2. 副議長は、議長から要請があるときは、議長を代行するものとする。

(議長権限)

第11条 議長は、総会の秩序を維持しなければならない。

2. 議長は、定款及び本運営規定の定めるところに従い、総会の進行をはかる。

3. 議長は、議事の進行上必要と認めた場合は、発言者の発言時間を制限し、又は、発言者の人員、回数を規制する等の措置をとることができるものとする。

4. 議長は、議案を表決に付し、その結果を発表し、可否の別を明確に宣言しなければならない。

5. 議長は、会員、傍聴者、記者の中で、総会の進行をする者に対し、退場を命ずることができる。

(議事録署名人)

第12条 議長は、定款第20条第2項の規定に従い、議事の開始にあたり、総会の承認を経て議事録署名人2名以上を指名するものとする。

(議案の説明)

第13条 議長は、議案の説明につき、必要に応じ説明者を指名する。

(発言)

第14条 議案に関し質問または意見を述べようとする者は、挙手をし、議長の承認をえなければならない。

2. 本規定第16条(動議)のほか、発言はすべて議題及び提案内容の範囲内に限定するものとする

3. 前項の規定に従い、発言する者は起立し、代理店名、氏名を告げ、発言内容を述べるものとする。

(修正案)

第15条 提出議案に関する修正案が提出されたときは、議長はその採否を表決に付するものとする。

2. 同一議案に関し採択された修正案が2つ以上あるときは、原議案と最も異なるものから順次表決に付するものとする。

(表決の方法)

第16条 議長は、定款第19条の規定に従い表決を行う。

2. 表決は、発声・拍手・起立・投票の何れかによるものとし、その何れによるかは、議長が議案並びにその審議の状況に応じ、これを定める。

3. 議長が議案を表決に付する旨宣言した後は、その議題についた、一切発言することができない。ただし、表決の方法に関する発言はこの限りではない。

4. 投票は記名式投票とし、事務局が用意した投票用紙により行う。この場合、議長は会場の閉鎖を命じることができる。

5. 前項の投票に際しては、議長は立会人2名以上を指名し、その厳正を期さなければならない。

6. 議長が表決の結果を宣言した後は、その議題につき異議、又は再審議等の申し立てを行うことができない。

ただし、表決の内容に錯誤が認められたときはこの限りではない。

(出席者の義務)

第17条 総会の出席者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議長の承認のない限り、みだりに文書類を配布してはならない。
- (2) その他、総会の運営に障害となる行為をしてはならない。

(附 則)

第18条 本規則の改廃は、定款第44条の規定に従い、理事会の決議を経なければならない。

2. 本規則は、平成28年4月1日より施行する。